

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する市長意見書

松環廃第109号
令和7年5月21日

株式会社本久
代表取締役 加藤 章 様

松本市長 臥雲 義尚

令和7年4月3日付けで提出のあった事業計画概要書について、松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第43条の規定による意見は次のとおりです

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県長野市桐原一丁目3番5号 株式会社本久 代表取締役 加藤 章	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県松本市大字島内9817番地1、9822番地、9823番地	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	中間処理(破碎)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	がれき類 特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	401.6t/日(50.2t/h:8時間稼働) 破碎機計2台:50.2t/h、63t/h)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	変更後	変更前
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 島内地区平瀬川西町会 (根拠) 松本市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第3第1項(5)	
(8) 関係住民の範囲及びその根拠	(範囲) 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第36条第2項及び条例施行規則第33条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 第1回 令和7年7月1日(火)午後7時から 第2回 令和7年7月2日(水)午後7時から (場所) 松本市平瀬川西公民館 長野県松本市大字島内下平瀬7261番地4	

2 市長意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。